

戦時下の部落問題 IV

はじめに

戦前における部落問題の歴史的研究の分野において、戦時下における部落問題の研究は、まだ多くの課題をもっているし、解明すべき問題も多いと考えられる。

そのなかで戦時下の融和教育の研究は、つぎのような課題をもっている。これを今回の研究テーマに設定した。その課題は、

- (1) 戦時下の融和教育は、同じ融和教育といっても、それ以前と比べて、理念・教育方法・教材などが変化していく。その変化と推移を明らかにすることによって、部落問題のありかたを究明できるのではないか。
- (2) 戦時下の教育史の展開過程に位置づけて、融和教育がどのようにかわっているのか、とくに学校教育のなかで果たす役割を明らかにすることができるとはしないか。
- (3) 戦時下の支配層の教育・教化による支配の方法、意味を把握できるのではないか。
- (4) 融和教育そのものの地域的実態を明らかにすることによって、戦時下の部落問題の地域的特色を明らかにすることができるのではないか。

(5) 最後に、戦時下の融和教育を研究することによって、こんにちの同和

教育のもっている問題点を考えるのに教訓的な資料を提供してくれるのではないか。

などを考えることができる。

筆者は、大正から昭和期、主として日中戦争期以前に主眼を置いて二つの融和教育の小論を書いたが、戦時下融和教育(同和教育)については部落問題研究所編『部落問題の教育史的研究』所収の安川寿之輔氏の論考にみる方法論、季刊『同和教育運動』13の谷口幸男氏「和歌山県における融和教育の展開」における地域融和教育史の実証的研究、また最近の天野卓郎氏著『近代日本の教育と部落問題―広島地方を中心として』(部落問題研究所刊)の社会運動と結合した把握などに触発された。これから日中戦争以後戦時下に焦点を当てて記述していきたい。

一 日中戦争下の融和教育

(1) 「融和事業完成十ヶ年計画」以後

融和教育とは、部落民自身の自覚的解放である水平社運動に対応して、支配者側によってすすめられた融和事業・融和運動の一環として展開された教育である。融和教育の一般的特徴は、①内務省・厚生省・文

青 木 孝 寿

部省を通じて常に指導され、上からおろされてきた理論・方法による教育である②したがって本質的に国家目的・政治目的に追随し、国家主義教育の一環である③天皇の「赤子」である国民のなかに差別があつてはならないという観点から教育の目的を考える④基本的人権という認識よりも部落対策をすすめる手段として教育実践をする⑤差別を部落と部落外にある封建時代からの因襲として観念的にとらえる⑥心がまえを強調する特別な修身教育である、などが顯著である。

一九三五年(昭和一〇)六月、「融和事業完成十ヶ年計画」が決定され、融和事業が国家的規模でとりくまれるようになる、融和教育も一段と強調される。すでに前年一九三四年、長野県の融和団体、信濃同仁会は、「統整ある運動の下に融和教育の実績を挙げ」べく、融和教育研究会の組織化にとりくんできたが、翌一九三五年(昭和一〇)十一月の同会一五周年記念大会でも「融和事業完成十ヶ年計画を堅持」し、融和教育研究会の組織化を決議している。すなわち、

二、外廓施設

(イ)、同胞融和ノ基礎観念タル人格尊重国民一体ノ精神ヲ涵養スル為、各種ノ学校ニ於テ適切ナル施設ヲ講ズルト共ニ、之ガ科学的的研究調査ヲ遂ゲ各般ノ実践教育ヲ通ジ、協同一体ノ融和精神ヲ体现セシムルコト

とあり、そして三六年(昭和一一)一月中旬には、

「本会十五周年記念大会の決議に基き、中央主催教育者融和事業講習会出席者を始とする各教育者を組織員として、融和教育研究会を組織すべく準備中の処、本月中旬青年聯盟拡大委員会と前後して、之が結成式を挙ぐる運びとなつた。」

とあり、「完成十ヶ年計画」の制定によつてのもっとも大きな変化は、長野県で恒常的な融和教育研究会の組織化をすすめたことである。

昭和十一年度信濃同仁会事業計画の教育教化施設の項に、「教育者融

和事業講習会受講者ヲ中心トスル融和教育研究会ヲ設置シ」(附誌)とある。しかし実際の発足はもうすこしのちのようである。

中央でも中央融和事業協会(以下、中融協と略す)は、全国な融和教育の組織の必要なこと、融和教育について「画期的な運動」を起こすことを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。このころ長野県では融和教育講習会が組織的に開かれていた。三七年一月二三・二四日、「融和問題に対する教育者の理解を深め、融和教育の実践に付研鑽を為」すため、長野県・信濃同仁会共催で開いたのであった。

この場合は、地区を有する市町村の小学校長(または代理者)が四名出席した。東京女高師倉橋惣三、中融協主事河上正雄、同仁会理事長成沢伍一郎、県視学伝田精爾が講師である。

同年六月、中融協による第一回融和教育研究協議会が実現し、指導者講習会出席者と融和教育実践の小学校長ら七八名を集めた。長野県からは視学小林直衛・宮島久義(県属)・山本武雄岩村田小学校長が出席している。このときの研究協議会決定事項は、融和事業に対する教育者の態度、融和教育実施上留意すべき点、付帯決議の三つであり、とくに留意すべき点では、融和教育調査会審議決定の「融和事業ニ関スル教育的方策要綱」にのつとるとともに、①研究調査に関する事項(指導者の育成、一般教育以外の系統的指導案作成、児童の環境調査)、②教育方法に関する事項(郷土に即した方針、教授・訓練・養護の全般的計画的実施、一般教科以外の系統的指導案作成、児童の環境調査、校外生活指導・作業教育・職業指導の徹底、学校と家庭との連絡)に留意する、としている。

この会議はきわめて重要な会議であつて、全国の融和教育に大きな影響を与えた。長野県ではこれを受けて、九月二四日・二五日、長野県と長野県同仁会主催で「教育者の理解を深め、以て本問題の根本的解決に資せむ」ため、教育者融和事業講習会が開かれている。受講者は一〇六

名(一〇五校)、郡市別では、南佐久八名・北佐久一五名・小県七名・諏訪一名・上伊那四名・下伊那一名・東筑摩二名・南安曇一名・北安曇四名・更級一六名・埴科五名・上高井六名・下高井九名・上水内一〇名(九校)・下水内三名・長野市三名・上田市一名。受講者は校長、有力訓導たちであった。科目と講師は、融和問題の歴史的考察、十ヶ年計画と融和教育の重要性(以上中融協派遣講師)、融和事業の根本精神(本会副会長長物部薫郎)、本県の融和事業の現状(本会常務理事水川依夫)、融和教育に就て(本県視学Ⅱ中央の講習受講者であろう)である。詳細はわからないが、およその傾向は読みとることができよう。

なおここで一言しておきたいのは、一九三七年(昭和一二)四月、少なくとも自主性を維持してきていた信濃同仁会が改組され、長野県同仁会となったことである。これは大きな変化であり、まったく官製融和団体になったのであり、会長は県知事、かつての信濃同仁会理事長は副会長になり、常務理事も県官が就任、事務所も県庁内に移っている。

信濃同仁会から長野県同仁会への改組は、一九三七年という段階であったことと併せて、長野県の融和教育の展開にも大きな影響を与えたのである。

(2) 文部大臣訓令と融和教育の進展

一九三七年七月、日中戦争が全面的な戦争となり、融和教育の理念・方法がさらに国家主義的な方向にすすんだ。翌三八年八月二九日には、荒木貞夫文部大臣による「訓令」二四号が、同日文部次官の「融和教育ノ徹底ニ関スル件」の「依命通牒」がそれぞれ発せられた。これらは全国府県知事・学校関係者あてに出されたので、これを受けて九月二二日、大村清一長野県知事の「県訓令」第四一号が発せられている。

これより早く、融和事業が内務省から新設の厚生省に移管されたのを機に、三月一四日の国民融和日に厚生大臣も訓令を発していた。文部大

臣訓令は、日中戦争一周年にあたることを強調して、教育・教化の力に よって、「国民ノ覚醒ヲ促シ、国民一体・同胞融和ノ実ヲ挙げ、苟モ差別的觀念ノ如キ函ニ之ヲ芟除シ、以テ天業翼賛ノ根柢ヲ固カラシムル」ことを述べている。文部大臣が融和教育を訓令するのははじめてのことであった。

大村県知事は長野県に二度知事となったが、長野県同仁会の民間側(部落住民を含めて)幹部にも受けがよく、部落側の意向もかなり心得ていた。かれは小学校校長・青年学校・中等学校長にあて訓令し、趣旨は文部大臣訓令と同様であるが、それをやや詳しくしている。

たとえば「国内ノ一部ニ忌ムベキ差別的觀念滞在シ社会生活上親和ヲ欠ク所尠シトセズ、他面経済的文化的諸条件ニ恵マレザル困窮部落ノ残存スルアリ」と、部落をめぐる差別と貧困を指摘し、これは「一視同仁ノ聖旨ニ悖リ人倫ニ背馳シ洵ニ聖代ノ恨事」と言っている。そして前述の「国民ノ覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令と同文であるが、県訓令はそれに「更ニ地区ノ更生指導ニ努メ」の一文を挿入したのである。

文部省・府県知事が、日中戦争の重大性を考慮して訓令を発したことに私は注目したい。この訓令を契機に、長野県の融和教育には二つの変化がうかがわれる。一つは組織の充実と教育内容の精密化であり、一つは融和教育の理念の変化である。

組織の問題では、前述の信濃同仁会一五周年記念大会で決議し、三六年一月中旬結成式ヲ挙ぐる運びとなったという融和教育研究会が、はじめて主催団体に加わっていることである。たとえば、一九三九年(昭和十四)一一月の融和教育研究会に、県・県同仁会に加えて郡市融和教育研究会という教員組織がはじめて主催者に入っている。翌四〇年一月の融和教育講習会でも主催者に加わっている。

また同年七月四日から八月一二日まで長期にわたって開かれた融和教

育研究協議会は、各郡単位に組織され、連続して開催されるほどになっていた。⁽¹²⁾ また、長野県の教育職能団体である信濃教育会の下部組織である小泉・上田教育部会も、三十九年五月、その融和教育部員と教育実践家たちが、上小融和教育研究会を開いているように、⁽¹³⁾ 教育研究組織はかなり広がりをもってきたのである。

つぎに教育内容をみると、一九三九年五月の融和教育研究会では、研究事項が1)教材の選択2)教材観3)教授法の留意点4)低学年・高学年・青年学校・中等学校生徒の程度の問題5)地区と一般学童の差異の原因6)家庭への連絡、などというように、きわめて多岐にわたるとともに、内容が精細になっていることがわかる。全国の研究会に出席した田中修一⁽¹⁴⁾ 視学、小林孝太郎北大井小学校長(後述)がこの研究会に出席している。⁽¹⁵⁾

もう一つの問題である融和教育の理念の変化の問題では、このところ急速にクローズアップされてきたものとして、三十九年八月の融和教育研究会にみられる、新秩序建設と小国民教育の新しい訓練の件、皇民錬成に徹する教授法の件、といったものである。⁽¹⁶⁾ 翌四〇年一月の融和教育講習会でも、東亜新秩序建設・皇民錬成が研究議題となっていたのであり、それに満蒙開拓青少年義勇軍の送出国が新しく議題に加わっているのが長野県の特徴である。⁽¹⁷⁾

二 『興亜皇民錬成の融和教育』について

(1) 研究指定校・北大井小学校

長野県北佐久郡北大井尋常高等小学校(現、小諸市)が中融協から融和教育指定校に決まったのは、一九三八年のことである。前年は神奈県の秦野小、翌年は埼玉県の原市小であった。

北大井小は、長野県下最大の未解放部落を校区にもった学校で、部落

児童が全体の二割を占め、部落問題についてのさまざまな課題が存在していた。また、一九三八年度に同校で北佐久郡融和教育研究会が開かれたように、融和教育の実践もすすんでおり、ことに小林孝太郎校長が三十七年に赴任してきて、融和教育に積極的にとりくむことになったのである。⁽¹⁷⁾

このような条件から北大井小が、県下ではじめて指定校になったことは、うなづけるところである。一九三九年度全校職員が一年間研究した成果を、四〇年七月三日、県と県同仁会共催で研究会を開いている。参会者は、北大井小全校職員、村長および同社会係書記、県同仁会支会嘱託朝倉重吉・同高橋利重、中融協派遣講師田中邦太郎、県社会事業主事鈴木鳴海・同主事補原田享一である。⁽¹⁸⁾

北大井小の融和教育の実践が評価されていたのであろう、一九四一年(昭和一六)三月の第二回融和教育研究会も(第一回は四〇年一月、長野県庁において)、「融和教育の徹底方策」について、北大井小を会場に開いている。⁽¹⁹⁾

この研究会は県と県融和教育研究会の主催であり、第一日は北大井小および校区の部落である北大井村A地区を視察し、そのあと夜はA地区公会堂で懇談会を開き、第二日は、午前中、北大井小で研究会を開催している。出席者は、県の社会事業主事、女子師範学校長、長野図書館長、県同仁会書記、北大井小全職員、関係部落役員、北大井村長のほか、前述、朝倉・高橋両名の名前もみえた。以上のように主として、県内の融和事業・融和教育関係の指導者層に限定されていた。

ここで考えておきたいことは、全国水平社長長野県連の幹部であった朝倉重吉・高橋利重が、しばしば北大井小の融和教育研究会の場にみえていることである。全水給本部と同じように、全水長野県連も日中戦争がはじまると、その方針と闘争は大きく変質しており、戦争協力へ本格的に踏み出していた。「融和時報」によれば、一九三九年から朝倉・高橋

ともに県同仁会北佐久支会の囑託または指導員として、融和団体にもかかわっていたのである。⁽²⁰⁾この時期、すでに全水長野県連の運動は停滞していた。二人がまた北大井小の地元でもあることから、融和教育研究会に深い関心をもっていただであろうし、研究会への参加を要請されていたのであろう。

(2) 『興亜皇民錬成の融和教育』について

指定校として融和教育の研究をすすめてきた北大井小では、一九四〇年四月、標記のような実践記録(当時の表現では参考書)を発行した。⁽²¹⁾この記録によって北大井小の実践をみていこう。

目次をみると、三編から成りたっている。

第一編 融和问题の認識

第一章 皇室と融和问题(以下、節・項省略)

第二章 融和问题の概観

第三章 融和问题の歴史的考察

第四章 融和问题の心理的考察

第二編 基礎調査

第一章 村の概況

第二章 校内調査

第三編 本校の融和教育

第一章 本校教育の本義

第二章 本校の経営施設と融和教育

第三章 本校に於ける融和教育

第四章 融和教育の研究

第五章 融和教育教授案例

A5判・ガリ版刷り、三三一ページという大冊である。第一編融和問題の認識では、融和教育の根本、訓令・通牒、融和问题解決の計画・方

策、そして水平運動や県同仁会について詳説し、さらに歴史的考察や心理的考察が加えられる。第二編の基礎調査は、村と地区の詳細な地理的状況、産業経済状況、文化状況、衛生状況、自治、娯楽、差別事象などについて述べる。そして第三編が主題であるが、本校の融和教育について、目的・施設・融和教育の方策、教材研究・教授案などである。

第二編の基礎調査をみると、生活環境では、村の一戸平均の宅地面積一三三坪に対し、部落(二地区)は三七坪であり、密集して飽和状態を超えている、と表現している。部落の職業は、労働・兼業が六五%(地区外一〇%)に達し、農業が三〇%(八八%)、商業が五%(二%)である。耕作反別三反未満が五五%を占め、一町歩〜二町歩は六%に過ぎず、地主は一人もいない。大部分が小作(七四%)である。新聞購読世帯は一一%(村平均五二%)である。

教育では、北大井小の部落児童は全体の約二割に達しており、学齢児童就学率九七・八%(全校九九・〇%)、児童出席率九三・四%で、北大井村各地区のなかで最下位であった。学業成績は、地区外に比し全体にやや下回る(男子高等科は同等かやや上回る)。中等学校への進学は、地区外に比較して格段に少ない。

北大井小では一九三三年「児童心得」を制定し、五つの徳目中に「親和」の一項を加えて融和精神を強調した。この扁額をつくって講堂に掲げるとともに、家庭通知表にも印刷して家庭の協力を求めた。後年これを「校訓」としている。⁽²²⁾

生活環境がきびしく、経済的にも恵まれません、児童も十分に発達していく保障が得られない現状のなかで、北大井小の融和教育が展開されたのである。右の記録によってみると、

①教育の本義(全文)

「悠遠なる皇祖の神勅を奉体し、八紘一宇隆国の洪謨を瞻仰し奉り、皇統連綿として揺ぎなく、萬世一系の聖天子宏大無辺の御仁愛を以て

蒼生を和育し給ひ、下万民亦心を一にして、天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、一君萬民忠孝一本の精華を發揮し来れる皇道精神を鍊成し、肇國の大理想を、日常生活の上に具現するに努め、光輝ある国史を永遠に展開せしめ、国民総和の精神に徹し、億兆一心融和一体となり、各々其の所を得て、其の分を尽し、君國に報ずる皇國精神を涵養し、科学知識を啓培して世界の進運に遅れざらしめ、体位の向上、情操の醇化に努めしめて、東亜新秩序の建設に邁進し、世界人類の平和に貢献せんとする善良有為なる大國民を養成せんとする、これ本校教育の根本義、皇民鍊成に精進するところ融和教育の徹せざるなきを確信する。融和教育の本義他なし、皇民鍊成の精進に依るのみである。」

とある。一君万民・忠孝一本の精神を發揮してきた皇道精神の鍊成とか、国民総和・大和の精神に徹して君國に報ずる皇國精神の涵養といった言葉を掲げ、東亜新秩序の建設と世界人類の平和に貢献する大國民の養成をめざし、「融和教育の本義他なし、皇民鍊成の精進に依るのみである」と結んでいる。

まさに『興亜皇民鍊成の融和教育』という書名にあるとおりで、中融協の指導方針に即して、かつ文部省訓令、県訓令の趣旨、その根本は「教育勅語」にのっとって、天皇制イデオロギーのもとに、アジア侵略の超国家主義を実現するために必要な皇民の鍊成をめざし、国民総和Ⅱ融和の觀念の育成に融和教育の根本義を求めたのである。

つぎに、

② 融和教育の実践方策 その大意は、

1) 教師がまず融和問題を理解し、同情をもつて正義に燃える実践的指導者となる。

2) 研究の具体策をもつ。

3) 基礎調査により児童の実態（これは動き発展するもの）を把握す

る。

4) 各教科の教材研究と研究授業（毎月一回）。

5) 訓練は、校訓により善良な校風の中で國民的公民的精神を陶冶し、校外では自律的に社会的に親和公正を培う。

6) 養護は、児童の身体的方面の清潔整頓の習慣を育成する。

という六項目を掲げている。これをみると、目的・趣旨などでは異なるにしても、戦後の同和教育が掲げた方法に共通したものがうかがうことができる。

③ 融和教材の研究等

修身科・国語科・国史科・地理科・唱歌科・郷土科の教材研究と教授案例が掲げられている。このうち教材研究は、各教科ごと、各学年ごとに示すのが原則であり、この記録のかんりの部分を占めるほう大なものとなっている。教授案例は各教科のうち適当な学年を選んで示している。

教材研究と教授案例はまことに徹底したものである。その苦心と努力のエネルギーは大変なものであるが、その意図や内容は、以下の具体例のように、天皇制絶対主義を賛美する立場に立って、超国家主義と軍国主義にいられた教材になっており、とくに修身・国語・国史などの教材にそれが顕著であったのである。

以下にその事例を示す。

A 修身科教材 卷六（尋常科六年）

題目	目的	要項	注意事項
自立自営	全体生活を全うするには妄りに人に頼らず、自己の勤勞によつて身を立て、自己の最善を尽くして事を成す	1、沢沢栄一の訓話中ヨーロッパ滞在中に受けた感動について 2、自立自営の精神の大切なこと	過去の士農工商と現在について知らせ、新東亜建設の時にあたり差別感のあるべからざることを知らせ、真に億一心総親和のもとに

べきを知らせ、独立自営の習慣を養はせる。	3、一億一心の上 に立った自立自営、 4、自立自営は協同の精神を表裏する所以を悟らせる。	各自己の最善をつくし 全体生活を全うせねば ならないこと。
----------------------	--	-------------------------------------

ここに尋常科六年の修身科教材「自立自営」を一例としてみると、目的に「全体生活を全うするには」と記して「全体生活」＝国民一体・国民総和を前提とした上で「独立自尊」の習慣を養うということである。文中の「妄りに人に頼らず」以下は問題がないのであるが。このことは要項において、「一億一心の上に立った自立自営」となり、注意事項でも「一億一心総和のもとに」となり、「全体生活を全う」するとなる。また、渋沢栄一の事跡から「過去の士農工商と現在について知らせ、新東亜建設の時にあたり差別感のあるべからざることを知らせ」ということが、「全体生活」とともに、融和教育の視点となっていた。

こうして修身科でも、「自立自営」が徳目となり、「一億一心」「全体生活」に埋没し、具体的な生活の上での人間の向上、幸福は後退してしまふのである。これは当時の修身科教育を貫ぬいていたものであった。

B 国史科教材

尋常小学国史上巻

課 題 目	要 項	細 要 項	注 意 事 項
第一 天照大神	天照大神の御徳	1、御徳のたいそう高いお方 2、稲や麦などを畑畑にうゑさせたり 3、蚕をかはせたりした。 4、万民をおめぐみ	天照大神が万民をおめぐみになった偉大なるお徳をうかゞはせる。

第十二 最澄と空海	学問を広め世の利益をはかる	1、京都に学校を建て、身分の貴いとか賤しいとかの区別なく、ひろく人々の入学をゆるし、いろ／＼の学問をさづけた。	空海が身分の貴賤なく入学せしめた慈悲心を知らしむ。
-----------	---------------	---	---------------------------

尋常小学国史下巻

三四 豊臣秀吉	秀吉の出世	1、貧しい農家に生れた。 2、松下氏のしもべとなる。 3、始めは草履取となった。 4、少しの油断もなく忠実につとめた。 5、重く用ひられ一方の大將となる。	秀吉が貧に育ち、しもべ草履取となるも少しのゆだんもなく忠実に勤め、后大をなすに至りたる経緯を知らせ、殊に人はその職業身分によりて人格に貴賤なきことを知らせる。
五一 明治天皇	五箇条の御誓文	1、旧来の陋習を破り天地の公道に基づくべし	陋習打破の精神を強調し、万民を恵み給ふ一視同仁の御聖旨に沿ふべくつとめる。
五一 明治天皇 七、韓国併合	韓国を保護国とし	1、韓国と協約を結んで、その外交を取扱ふこととした。 2、韓国を保護国とし、京城に統監府をおく。 1、人民はなほ不安な生活を送ってゐた。	韓国併合の経緯を知らせ韓国も共に日本国民にして陛下の赤子である。時局に鑑み、日韓民族融合一致東亜新秩序建設のためにつとめねばならない。

この数例でもわかるように、天皇はじめ支配者層およびそれにかかわる事跡を中心に、天皇の仁慈、一視同仁を強調し、それに対する国民の忠誠を柱にして、差別偏見を観念的に否定し、朝鮮人その他に対する民族差別も合理化していることがわかる。

なお、徳川幕府(家康)の身分制については触れず、「小学国史」では豊臣秀吉からいきなり明治天皇にとんでいるし、「小学国史」「高等小学国史」ともに、水平運動・融和運動といった運動はいっさいとり扱わ

<p>2、韓民の中にも日本との併合を望むものが少くなかった。</p> <p>3、韓国皇帝が統治の権を天皇にお譲り申し上げ、帝国の新らしい政治によって、国民を幸福にさせたいと希望になった。</p> <p>4、天皇もその必要をおみとめになった。</p> <p>5、韓国併合。</p> <p>6、前の韓国皇帝は王となられ皇族の礼を以て王家のおもてなしをなさる。</p> <p>7、半島の人民は皆帝国の臣民となる。</p> <p>8、東洋平和の基はいよいよ固くなった。</p>	
--	--

ず、すべて上から仁慈として差別撤廃を教化しているのが特徴であった。

こういった教材がそのほかにも延々とつづき、教材への位置づけ、内容ともほぼ同様である。このあとに各教科の教授案の細目が示されているが、紙数の関係で割愛する。

以上のことから、どのように精密な実態調査や精細なカリキュラム・教材研究・教授案を設定しても、その目的・目標がどこにおかれ、どこをめざしているかによって、融和教育がまったく違った方向へすすんでしまう「両刃の剣」であったことを、この融和教育の実践は示しているのである。融和教育が国民の人権や諸民族の独立尊重と背馳したものになったとき、融和教育はもはや国家目的に従属していかざるを得ないのであった。

三 「大政翼賛」と「同和教育」

(1) 同和奉公会への移行

一九四〇年(昭和一五)、国民のなかにある各種の団体を統合していく国民統合政策が進展していくと、中融協もまた同和奉公会と改称して国民運動の傘下にくりこもうとする動きが活発になってきた。同年一月、大政翼賛会が発足するや、中融協はじめ各府県の融和団体が翼賛会に参加して、新体制運動の一翼を担うことになった。同年二月の紀元二千六百年奉祝全国融和団体連合大会は、この動きに拍車をかけている。

翌四一年一月、中融協は国民融和運動の陳情書を提出するとともに、二月には融和事業を関係官庁と一本化して、大政翼賛運動の一部とする基本方針を決定した。六月、中融協は「協調融和」にかわる「同和奉公」の理念を打ち出し、同和奉公会と改称し、各府県三八の融和団体を

支部として統合することを決定した。⁽²⁴⁾長野県では三月、県同仁会青年連盟が解散し、六月には県同仁会が同和奉公会県本部に改組されている。⁽²⁵⁾

このような組織の変化にみあって、融和教育から同和教育へと理念が変化したことはいずれでもない。

中融協の機関紙「融和時報」一六九号（一九四〇年二月一日）は、「新体制下の融和教育」という一文を載せ、従来の融和教育をつぎのよう⁽²⁶⁾に批判している。すなわち従来の融和教育は「思ひつきであり、部分的であり、断片的であり、非組織的であった等の技術的欠陥が理由をなしたこともあらうが」、その最大の原因は、「従来の教育の持つ伝統的欠陥に禍せられ」「融和精神を受け入れ得ない教育環境にあった」、それは「自由主義・個人主義の如き外来文化の弊によって遂に過去教育の欠陥を醸成し、其のまま融和問題を今日迄残存せしめた」というのである。

そこでこれからの融和教育は、「大東亜共栄圏の盟主たる大国民資質の根底を培ふこと、国民一体の真の生きた具体的資材の解決を期すること、それが人倫道德の根帯をなすことに置いて進展せしめねばならぬ」、すなわち「生きた大国民錬成の行」が必要で、融和問題が残存する間は真の皇国民は錬成されたとはいえない、と結んでいる。⁽²⁶⁾

すでに四〇年二月、文部省成人教育課長小田成就は、「融和時報」に「教育国策としての融和教育の徹底を期す」の一文を載せている。小田は、融和教育を、一般的な小学校教育・社会教育・家庭教育の三つに分けて説明したのち、つぎのように述べる（これは談話を筆録したもので文責筆者と末尾にある）。

「(前略)日滿支が一体となる東亜新秩序建設の指導者日本として、何時迄もかやうな事(註・融和教育)に多額の経費を費やし、人力を尽くすといふ様な事は遺憾な事で一日も早く片付くべきことである。又片付ける覚悟でやり遂げなければならぬ。物よりも、待遇よりも先づ、教育の力によって、昔のままにやりのもどらぬ底の徹底が必要であ

る。之が為には歴史的に科学的に究明して何が故に差別問題が残されているかを認識しなければならぬ。経済生活がどうだ、こんな欠点がある短所があるなどと数へあげるとは本質的な問題じゃない。恩恵的な考へをすてて神のオキテにそむく、人格上許されない、などそんな生やさしい考へを捨て端的に『差別することは謂れないことである』と確認することが絶対必要である」

長い引用になったが、ここでは、融和事業から融和教育を切り離す考へかたがみられる。「多額の経費を費や」すとか「物よりも、待遇よりも先づ、教育の力によって」、「経済生活がどうだ、こんな欠点がある短所があるなどと数へあげるとは本質的な問題じゃない」といった表現は、重要である。部落住民の地域改善や生活向上を抜きにして、融和教育は、「差別することは謂れないことである」と確認する観念的心情的な融和教育を強調しているのである。

このような考へかたが「東亜新秩序建設の指導者日本」の融和教育として出てきたことは、「新体制下の融和教育」の考へかたに結びついていく。ここでは融和教育の目的は「大東亜共栄圏の盟主たる大国民資質の根底を培ふこと」であり、「生きた大国民錬成の行」と位置づけていくのである。そしてこの融和教育は、自由主義・個人主義のような外来文化の弊によってつくられた過去の教育の欠陥を否定していく、という前提に立つてすすめられていくわけである。

二つの所説を結びつけてみると、一九四〇年の段階で、融和教育を融和事業から切り離してより抽象化、観念化していくとともに、その融和教育を、差別撤廃ということよりも、東亜新秩序建設を担う大国民の錬成という国家目的に従属させていくことがうかがわれるのである。北大井小の「興亜皇民錬成の融和教育」の実践は、「同和教育」への移行をいわば先きどりしたものと見えるし、それはまた、北大井小の実践そのものが、文部省や中融協の融和教育を忠実に論証するものでなけれ

ばならなかった(つまり国定の融和教育)ゆえに、当然の帰結であったわけである。

(2) 「同和教育」の展開

一九四一年六月の同和奉公会の発足に伴って、「融和時報」は「同和国民運動」と改題し(号数は通しでつづけている)、「融和教育」の語に代って「同和教育」の語が現れてくる。

長野県では、「同和国民運動」紙によると、七月二十八日から三十一日までの研究会は「同和教育研究会」の名称で、それよりもあとの十一月七日から二〇日の研究会は「融和教育協議会」の名称で載っている。⁽²⁸⁾この混乱は編集子の編集上の不徹底によるものか、同和奉公会本部の送った記事の形式上の不統一によるものかはわからないが、この時期には過渡期の混乱もあったのであろう。しかし翌四二年になるとすべて、「同和教育」の語で統一されてきている。⁽²⁹⁾

四一年七月の長野県における同和教育研究会(中信・南信地区で開催)は、県・県同仁会(この記事ではまだ同和奉公会になっていないが、実際は同和奉公会)・県融和教育研究会の三者主催でおこなわれた。研究会の趣旨は、「肇国の大義に基き国民一体の實を挙げ高度国防国家体制の根底を培はんとす」と明記されている。⁽³⁰⁾一月の研究協議会には、その趣旨に、「旧来ノ陋習偏見ヲ是正シ眞ニ國民トシテノ自覚ノ下ニ一億國民ガ生キタル有機的結合ヲ計リ臨戦体制ノ完璧ヲ期スル為」に、「皇民錬成ノ任ニ省ル教育者ノ協力ヲ最モ必要トシ」を述べているのである。⁽³¹⁾

この二つの研究会の趣旨には共通して、「国民一体の實」「一億国民が生キタル有機的結合ヲ計」というように、「同和教育」を国民統合のための教育と位置づけた。そしてこの間にはじまった太平洋戦争の開戦という重大事を踏まえて、「臨戦体制ノ完璧ヲ期スル」として「同和教育

育」を戦争完遂の教育としたのである。

しかしそのような強調とはうらはらに、教育の内実は変化のないものとみられることは、同和奉公会県本部の「昭和十七年度事業計画」⁽³²⁾、「昭和十七年度同和教育研究会事業実施計画」⁽³³⁾にも、うかがわれるところである。

このあとの同和奉公会県本部のとりくみとして触れておきたいのは、女性に対する同和教育である。「同和国民運動」紙に目立って登場してくるのである。

一九四二年一月・三月には、「女子中堅青年錬成講習会」が実施された。⁽³⁴⁾中信・南信分は一月二六日より二九日まで松本市の養真堂で五六名が受講し、「時局下の青年の使命に就て」「同和国民運動と女子青年に就て」(原田講師)、「兵に拜む」(伊藤講師)、「食生活の改善に就て」(清水講師)、「同和事業概論」(鈴木講師)、「大東亜戦争の理念に就いて」(山浦講師)などの講義をきく四日間の日程であった。

つぎに北信・東信分は、三月一五日より一八日まで四日間、ほぼ同じ内容で、六〇名が受講している。いずれも大がかりであった。

それぞれ受講生は感想文を寄せているが、「同和国民運動」紙の狭い紙面に載せたもので、どれにも講習会の趣旨に沿った決意表明がみられる。⁽³⁵⁾

翌四三年(昭和一八)二月二日より二四日まで南信で(松本市外養真堂)受講者三一名、同二五日より二七日まで北信で(下高井郡上林温泉三光道場)受講者六五名の「女子同和教育指導者講習会」(女子同和事業指導者錬成講習会、表記に違いあり)⁽³⁶⁾が開かれている。

その目的をみると、

「大東亜戦下国民同和の問題は愈々重要性を帯び、之れが完全なる解決を図るは喫緊の要務なるも、特に家庭教育と同和問題の密接不離の関聯あるに鑑み、現に教育の任にある女子指導者に対し同和国民運動

に対する正しき認識を与へんが為錬成を行はんとす」

とあり、「家庭教育と同和問題の密接不離の関聯」に着目していることがわかる。これは前記の「女子中堅青年錬成講習会」とも通ずるところである。これは女教師に対して「同和国民運動」について正しい認識を与えようというわけであった。

講義科目をみると、「厚生事業と同和事業」「戦時下教育者の使命」「興亜運動と同和事業」「家庭生活の改善に就て」(以上県官・同和奉公会県本部)、「同和事業の歴史的考察」「同和教育の理論と実際」「家庭に於ける祭祀と礼法」(以上文部省ほか中央講師)などであった。

「同和国民運動」紙に載る受講感想をみると、ある女教師は、

「神武天皇の八紘一字の大理想のもとに大東亜戦争が完遂されつつある今日、此の様ないまは小さい小さな感情で生活して居る事で大東亜の指導者としての大国民といへるでせうか。ほんとに情ない事だと思ひます。(略)ほんとに微力で何も出来ませんがただ『真心』と『熱愛』を持ってきつと同和教育に力をつくさせていただきたいと思ひます」

と「反省」と「決意」をし、またある女教師は、

「同和問題、従来からの問題については、あまりにも無関心であった為殆ど非常識に過ぎて来てしまひました。そうして一般社会に考へられて来たと大体同じような偏見にともすると捉はれ勝ちでありました。(略)此度講習によって今までの偏見が如何に浅薄なものであったかをつくく、教へていたとき今更ながら恥しく又済まなく種々反省させられるのであります。」

このころ文部省教育官松本良彦は、「同和教育の前進」と題して、「同和国民運動」紙に、つぎのように述べたのである。⁽⁸⁵⁾

「(前略)融和運動時代の同和教育は専ら差別問題解決の方途として考

究実施せられたものであった。即ち社会問題としての本問題解決の必要に應ずる教育的措置、教育よりの協力であつて、(略)教育本来の立場に立つての深い考察から出発したものではなかった。従つてこれが行はれたのは大体差別事象の起る地方に限られ、広く一般教育界の関心事となることが出来なかつたのも是非なき次第といはなければならぬ。

しかし今や大東亜戦争下我が国教育の任務は大東亜建設の歴史的使命の達成を目的として国民錬成にあることが訓示せられ、一切の教育活動がこの目的に集中し、同一せしめられることゝなつて、同和教育も改めてこの教育の観点より見直され、その教育的意義を再認せられ、その所を得しめられるに至つたのである。(下略)」

と位置づけ、従来の融和問題・融和教育を批判して、「大戦争下必須なる国民の使命の自覚、国民協力の態勢の確立」をさまたげるものとした。そしてこれからは「特殊教育的色彩」から「国民教育全体の裏付けを持つて進められる」同和教育をと結んでいる。「国民同和日」(三月一日)を迎へての論説であった。

ここに戦前の国家主義的「同和教育」の理念のもつ意味が、明確に述べられたのである。

むすび

戦時下における融和教育の展開を、長野県について具体的にみてきた。その特徴をまとめると、

(1)長野県では、「融和事業完成十ヶ年計画」の決定と信濃同仁会一五周年記念大会を契機に、一九三五年段階で、融和教育研究会という独自組織を組織化することが決まり、融和教育の推進がすすむ。

(2)三六年、三七年、中融協による中央の研究会が整備され、長野県下か

らも県視学や有力校長が上京し受講してそれを県内におろし、中央集権的に融和教育が教化政策として地方に貫徹される。その場合、県内の研究会もまた、校長クラスや有力訓導の受講にとどまり、現場で教育実践に当たる一般教員の参加がほとんど少ない。

(3)一九三七年四月、信濃同仁会が長野県同仁会に改組されて官製融和団体に転回し、しかも同年七月日中戦争が全面化したため、長野県の融和教育は大きく国家政策に追従した。そして一九三八年八月の文部大臣訓令、九月の長野県知事訓令を契機に、長野県の融和教育の組織化がすすみ、教育内容も系統的に整備された。そして融和教育の理念に、「新東亜建設、皇民錬成の徹底」といった、国家主義的理念が大きく出てくることになる。

(4)中融協の融和教育指定校となった北佐久郡北大井小学校(県下最大の部落を校区にもつ)は、一九三九年一年間研究をつづけ、『興亜皇民錬成の融和教育』を翌年刊行した。この記録は、北大井小全教員の努力の結晶であり、研究実践記録であった。記録は、融和問題の認識、基礎調査、本校の融和教育の三編から成る。きわめて精細な記録を刊行したけれども、天皇制国家による東アジア侵略のための「新東亜建設」「大国民の錬成」といった政治目的に墮したのであった。

一九四〇年このとき中融協は、大政翼賛会の翼下に入り、国家主義的な人間像の養成に協力するが、前述『興亜皇民錬成の融和教育』も、そのような方向にすすむのである。

その結果、中融協は解散して国民統合とアジアの盟主としての「大国民」養成をめざす同和奉公会に改組されていき、もっぱら「興亜皇民の錬成教育」となる。

(5)かくしてかつての融和教育の熱意も気力も衰え、国家目的だけが先行する「同和教育」へと転換し衰退した。この結果、(4)とも併せて、どのように熱心な融和教育(同和教育)を、組織・内容とも精細なものとして

すすめても、その理念がどこに向けられるかによって、まったく違った方向へすすむことを示唆しているところから、こんにちの同和教育のすめかたについて、この教訓を十分生かさなければならぬであろう。この小論の今後の研究課題として、教師の側および児童・生徒の側に対する研究が残されているところから、たとえば資料がおもに「融和時報」ということなども含めて、方法上の新しい道が開拓されなければならないと反省している。

- (註1) 中央融和事業協会機関紙「融和時報」九二号(昭和九年七月一日)
- (2) 「同」一〇九号(昭和一〇年二月一日)
 - (3) 「同」一一〇号(昭和一一年一月一日)
 - (4) 「同」一一三号(昭和一一年四月一日)
 - (5) 「同」一二二号(昭和一二年一月一日)
 - (6) 「同」一二三号(昭和一二年二月一日)
 - (7) 「同」一二七号(昭和一二年六月一日)、一二八号(昭和一二年七月一日)
 - (8) 「同」一三一号(昭和一二年一月一日)
 - (9) 「同」一四二号(昭和一三年九月一日)、同一四三号(昭和一三年一〇月一日)
 - (10) 「同」一五七号(昭和一四年二月一日)
 - (11) 「同」一五九号(昭和一五年二月一日)
 - (12) 「同」一六五号(昭和一五年八月一日)
 - (13) 「同」一五二号(昭和一四年七月一日)
 - (14) 「同」一五一号(昭和一四年六月一日)
 - (15) 「同」一五四号(昭和一四年九月一日)
 - (16) 「同」一五九号(昭和一五年二月一日)
 - (17)(21) 県立長野図書館所蔵、北佐久郡北大井尋常高等小学校編『興亜皇民錬成の融和教育』の小林孝太郎校長の「序」など。
 - (18) 「融和時報」一六五号(昭和一五年八月一日)
 - (19) 「同」一七三号(昭和一六年四月一日)
 - (20) 「同」一五四号(昭和一四年九月一日)
 - (22) 『興亜皇民錬成の融和教育』

- (23)(24)(25) 部落問題研究所編『水平運動史の研究』第一巻年表篇
 - (26) 「融和時報」一五九号(昭和十五年二月一日)
 - (27)(30) 「同和国民運動」一七七号(昭和十六年八月一日)
 - (28)(31) 「同」一八一号(昭和十六年二月一日)
 - (29) 「同」一八二号以下
 - (32) 「同」一八七号(昭和十七年六月一日)
 - (33) 「同」一九一号(昭和十七年一月一日)
 - (34)(35) 「同」一八四号(昭和十七年三月一日)、「同」一八六号(昭和十七年五月一日)
 - (36) 「同」一九七号(昭和十八年四月一日)、「同」一九八号(昭和十八年五月一日)
 - (37) 「同」一九八号
 - (38) 「同」一九六号(昭和十八年三月一日)
- △付記▽ 本稿は、一九八七年八月二三日、東日本部落問題研究集会の歴史分科会(B近代)において口頭報告したものを主として、補訂成稿したものである。

(歴史学)